

事務連絡
令和3年9月6日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局老人保健課

「介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の
特例的な対応について」の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者については、施設に入所している者も含め感染した場合には、原則入院としているところですが、病床ひっ迫時については、やむを得ず施設内での入所を継続する場合があります、その際の診療報酬上の特例的な対応を含む留意点等については「介護医療院等での施設内感染発生時の留意点等について」（令和3年4月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

今般、新たに、介護医療院又は介護老人保健施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者であって、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合の診療報酬上の特例的な対応について、「介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の特例的な対応について」（令和3年9月6日付厚生労働省高齢者支援課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、引き続き新型コロナウイルスへの対応についてご周知いただきますようお願いいたします。

【別紙】

「介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の特例的な対応について」（令和3年9月6日付厚生労働省高齢者支援課ほか連名事務連絡）

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会
日本介護医療院協会